

平成 26 年 1 月 6 日

新しい「エネルギー基本計画」策定に向けた意見の募集について

一般社団法人 日本温泉協会
会 長 大 山 正 雄

一般社団法人日本温泉協会は昭和 4 年（1929 年）以来今日まで、温泉資源の保護と、温泉地の発展に寄与してきました。

このたびの「エネルギー基本計画」のパブリックコメントの地熱開発に関する方針は、温泉資源と温泉地の発展を損なうものです。よって標記について意見を記します。

地熱発電は再生可能エネルギーではない。

地熱発電開発には大きなコストと長期の時間、そして周辺の環境や温泉資源に及ぼす多大なリスクが伴います。

地熱発電所は発電に使用する高温高压の熱水や蒸気を得るため、平均すると 3 年に 1 本の頻度で補充生産井を掘削していますが、熱水噴出量の減少を止めることはできません。地熱発電の熱水は深度 1 ~ 3 キロメートル付近に存在している数万年から数十万年にわたって供給、貯留されている熱水貯留層の化石水で、掘削によって初めて流動する半循環水です。熱水量の減少は熱水貯留層における熱水の消費（支出）に対して供給（収入）が追いついていないことを示唆しています。再生可能エネルギーとは、消費が供給より少ない場合とするならば、地熱発電は再生可能エネルギーとはいえません。

また、深層熱水の自然循環速度は 3 キロメートル上昇するのに早くとも 10 万年を必要とします。これに対し地熱発電所は掘削による生産井と還元井で熱水を地下 3 キロメートルから数分間に噴出させ、そして地下還元をしています。しかも還元水には地下還元をしやすくするため濃硫酸などの薬品を混入しています。こうした薬品の混入した熱水は周辺の温泉地に湧出する可能性があります。地上は平穏でも見えない地下環境は著しく改変され、将来に大きな禍根となるものを生産、蓄積しているであろうと思われます。

日本の地熱は温泉として年間 1 億 2 千万人の温泉地宿泊客がすでに利用しております。温泉利用量はすでに限界に達していることから開発について法的規制を加えています。既存の地熱発電はすでに温泉総熱量を凌駕する温泉の源である深部熱水を使用しています。地熱発電のこれ以上の開発は温泉資源の枯渇と温泉産業を損なうこととなります。そして温泉が日本の最大の観光資源の一つであることから、観光立国を目指す国の方針にも反することです。

地熱発電は、「エネルギー基本計画」のなかで、エネルギー政策の要諦として示されている「安全性を前提とした上で、エネルギーの安定供給を第一とし、最小の経済負担で実現すること」と、「エネルギー供給に伴って発生する環境負荷を可能な限り抑制する」というエネルギー政策の基本的視点とは矛盾するものであります。

温泉が古代から今日まで利用できているのは自然循環の熱水の利用を基本としているからです。分散型エネルギーシステムの利用促進は、温泉熱を利用した小規模な発電や温泉廃湯の熱利用を促進すべきであると考えます。

すなわち、大規模な地熱発電ではなく温泉の余熱を利用する地産地消のエネルギー政策を促進すべきであると考えます。